eLTAXによる宿泊税の電子申告・電子納税に関する説明会

2026/11/12　15：00～　白馬村役場２階　201･202会議室

2026/11/13　13：30～　白馬村役場２階　201･202会議室

○宿泊税の実施状況

特別徴収義務者　１人１泊につき6,000円以上の宿泊あり

経営者数

４７４

施設数

８４９

特定宿泊施設　１人１泊につき6,000円以上の宿泊なし

経営者数

５５

施設数

５５

申告件数

２，１７３件

紙による申告
　９７２（４４．７％）
電子による申告
　１，２０１（５５．３％）

宿泊数

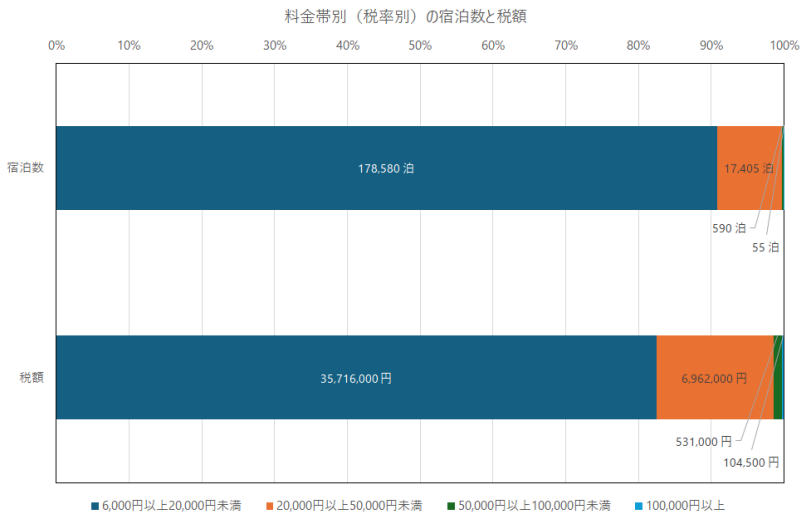
２４７，５３８泊

課税対象宿泊数
　１９６，６３０泊
課税対象外宿泊数
　５０，９０８泊

申告税額

４３，３１４千円

村税
　２３，６５１千円
県税
　１９，６６３千円



○本日の説明内容

1　申告と納入の方法　｜　税務課

2　特別徴収義務者報償金の電子申告加算　｜　税務課

3　eLTAXを利用した電子申告・電子納税方法について　｜　株式会社八十二長野銀行

- eLTAXについて
- 利用者IDの取得
- 申告税目の追加
- 宿泊税納入申告書の電子申告
- 宿泊税電子納税
- その他

4　申告納入期限の特例について　｜　税務課

申告と納入の方法

○申告と納入の方法の整理

- 宿泊税の申告方法は、宿泊税納入申告書（書類）による方法のほか、電子による方法があり、その方法は地方税ポータルシステム（eLTAX）又は白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）のいずれか
- 納入は、金融機関等の窓口で宿泊税納入通知書により納入する方法と、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子納税の方法

申告 ＼ 納入	宿泊税納入通知書（書類）	11月16日　サービス開始 eLTAX（電子）
宿泊税納入申告書（書類）	○ 紙×紙	×
11月16日　サービス開始 eLTAX（電子）	○ 電×紙	○ 電×電
Grafferスマート申請（電子）	○ 電×紙	×

○サービス利用時間

紙　書類による申告・納税

白馬村役場

- 開庁日
- 08：30～17：15

金融機関

- 営業日
- 09：00～15：00

電　電子による申告・納税

eLTAX

- 00：00～24：00

（08：30～24：00の日あり）
（12月29日～１月３日除く）

令和８年度運転スケジュール

Grafferスマート申請

- 00：00～24：00

※メンテナンス時間を除く

電子による申告・納税なら、時間を問わず、窓口へも行かずに手続きできます。

特別徴収義務者報償金の電子申告加算

○特別徴収義務者報償金の電子申告加算

- 特別徴収義務者報償金では、算定期間における全ての申告を電子申告により行った場合に交付率を加算
- 加算対象となる電子申告の方法はeLTAX又はGrafferスマート申請

○交付率 制度開始５年間 （令和８年６月１日～ 令和13年５月31日）	①算定期間におけるすべての申告及び納入を期限内に行った場合	3.0%
	②上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告（eLTAX又はGrafferスマート申請）により行った場合	3.5%
	③算定期間において納期限後の納入があった場合	2.0%

電子申告加算は、前年６月から５月までの宿泊（前年７月から６月までの申告分）に係る**すべての申告を期限内に電子申告**により行い、すべてを期限内に納入した場合が対象

○ 令和８年６月から令和９年５月までの宿泊分の申告をGrafferスマート申請により行った

○ 令和８年６月からの宿泊分の申告をGrafferスマート申請により行い、令和８年10月分以降にeLTAXによる申告に切り替え、以降の申告をeLTAXにより行った

× eLTAXのサービス開始に伴い、書類で行っていた申告をeLTAXによる申告に切り替えた

eLTAXを利用した電子申告・電子納付方法について

八十二長野銀行

業務統括部　デジタルサポートチーム

申告納入期限の特例

○申告納入期限の特例

申告納入期限の特例

- **一定の要件**を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることで、３か月分まとめての申告納入が可能
- 特例の適用を受けた場合、申告の回数は３月、６月、９月、12月の末日の年４回

○ 特例の適用要件

① 指定期間における納入すべき宿泊税の金額が少額であること
② 施設の経営開始・登録申請を指定期日までに行っていること
③ 各種加算金の決定を受けていないこと
④ 村税に係る徴収金の滞納がないことなど

○ 申請

提出書類：宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第３号）
提出期限：適用を開始しようとする月の前々月末日

○ 注意点

- ３か月分の申告を合算することができるという特例ではありません、申告と納入は月単位で行う必要があります
- 特例の適用を受けた場合は、その取消しがない限り、次年度以降も特例の適用が継続

令和８年度における特例

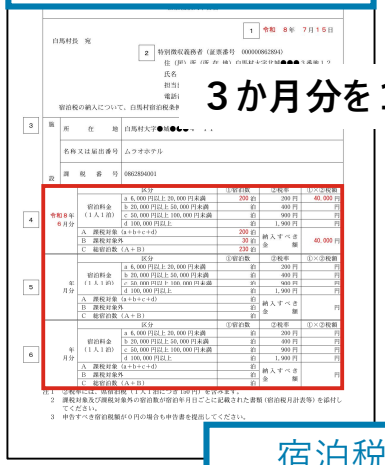
適用要件①	適用要件②	適用要件③
令和８年６月から同年８月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が**60万円以下**であること	**令和７年10月１日前**に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、**令和８年６月８日まで**に特別徴収義務者の登録申請を行っていること	**令和８年６月１日以後**に宿泊税に係る過少申告加算金等の決定を受けていないことその他申告が適正に行われていると認められること

- **令和８年６月から同年８月まで**の宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が**60万円以下**であること。
- **令和７年10月１日前**に当該宿泊施設の**経営を開始**し、かつ、**令和８年６月８日まで**に条例第10条第１項又は第２項の規定による**登録の申請**を行っていること。
- 特例の適用についての取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から１年を経過していること。
- **令和８年６月１日以後**に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の**決定を受けていない**ことその他宿泊税の**申告が適正に行われている**と認められること。
- 村税に係る徴収金を**滞納していない**こと。
- 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

○宿泊税納入申告書と月計表、納入書

宿泊税納入申告書、宿泊税月計表

宿泊税納入申告書



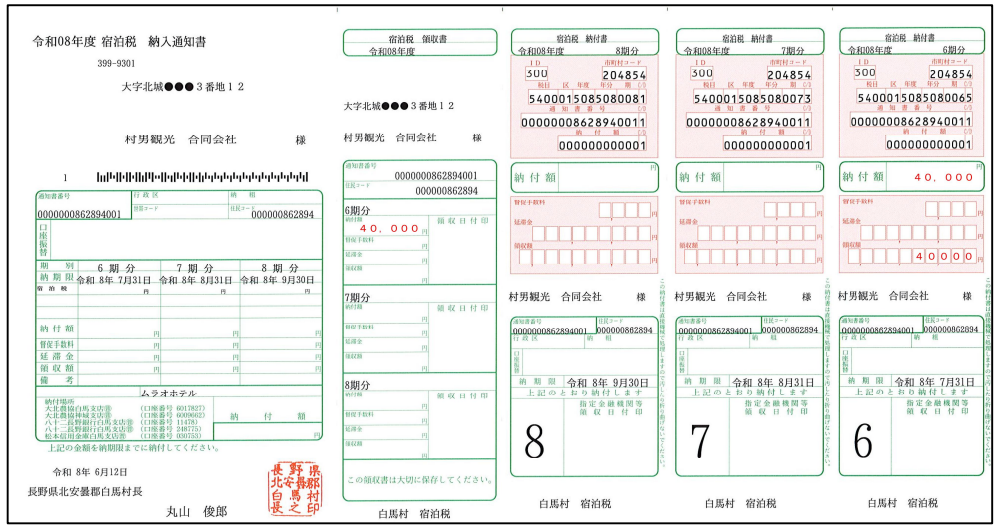
３か月分を１枚に記載

宿泊税月計表



月ごとに１枚を作成

宿泊税納入書



月ごとに１枚を作成

あらかじめ印字されている納期限は、次のとおり読み替えてください

期別	納期限	期別	納期限
12期分	○年３月末日（102期分と同日）	101期分	○年３月末日（102期分と同日）
３期分	○年６月末日（５期分と同日）	４期分	○年６月末日（５期分と同日）
６期分	○年９月末日（８期分と同日）	７期分	○年９月末日（８期分と同日）
９期分	○年12月末日（11期分と同日）	10期分	○年12月末日（11期分と同日）

申告と納入についてのお願い

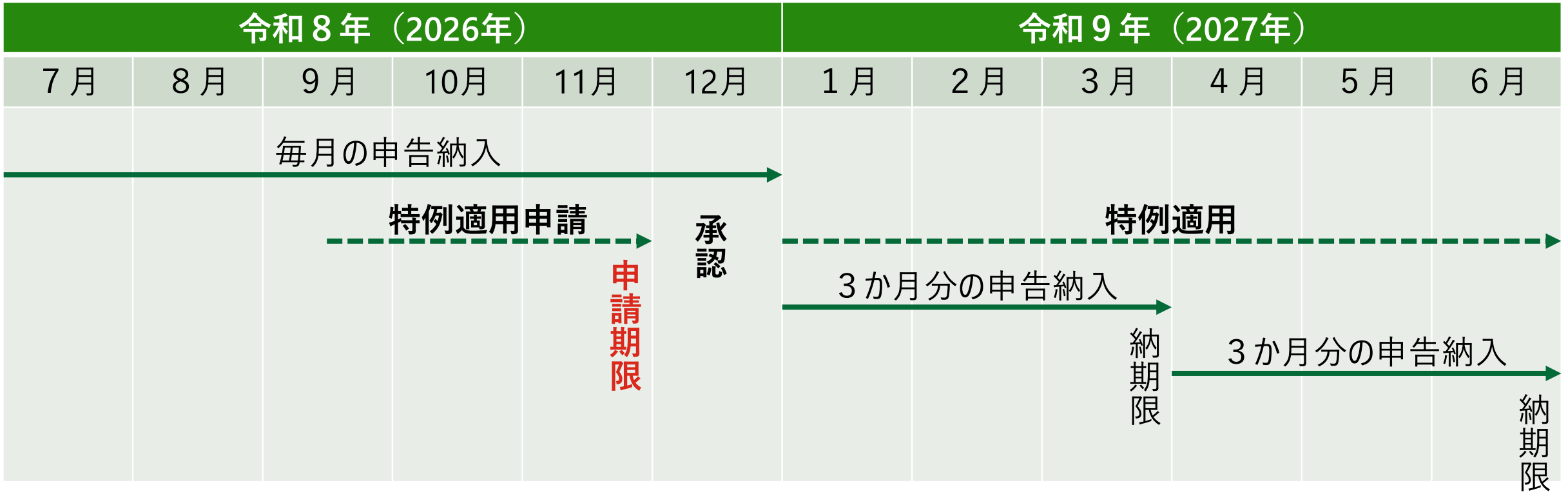
○ **申告と納入はセット**で行ってください

申告納入期限の特例の承認を受けた場合は、申告と納入はセットで行うようにしてください。



○申請手続

宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請



- 承認を受けた場合、**令和９年１月申告納入分から特例の適用を受けることが可能**（令和９年１月～３月申告納入分について令和９年３月末日までにまとめて申告納入可能）
- **令和８年12月申告納入分までは、毎月の申告納入が必要**
- 特例の適用を希望する場合は、**令和８年11月末日までに申請**が必要（申請は書類を提出する方法とながの電子申請サービスによる申請）